

適合証明業務(フラット35)申請手数料

地域別割増手数料

愛知県・山梨県 版

● 下表の対象地域の場合は、割増手数料を申請手数料に加算いたします。

ただし、建設地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

地域区分	割増手数料	対象地域(愛知県)	対象地域(山梨県)
A地域	5,000円	該当なし	該当なし
B地域	10,000円	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町	都留市、甲府市、中央市、笛吹市、市川三郷町、早川町、富士川町、西桂町、道志村、昭和町
C地域	15,000円	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く。)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町	甲斐市、南アルプス市、大月市、韮崎市、北杜市
D地域	20,000円	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市(佐久島に限る。)	山梨市、甲州市、上野原市、小菅村、丹波山村

- ※1. 消費税含む。
- ※2. 建築基準法による中間・完了検査または住宅性能評価(建設)を当センターで行っている場合は除く。
- ※3. 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合には、1つの検査申請のみに割増手数料を加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。

愛知県

山梨県

